

鈴鹿市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第12号

鈴鹿市公印規則の一部を改正する規則

鈴鹿市公印規則（昭和39年鈴鹿市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後							
別表第2（第13条関係）							
登録番号	電子公印管理者	名称	寸法	印影の色	使用区分	電子公印を使用する文書	印影として使用する公印の登録番号
略	略	略	略	略	略	略	略
24020-111	略	略	略	略	略	略	略
<u>24020-112</u>	<u>こども育成課長</u>	<u>鈴鹿市長之印</u>	<u>方21</u>	<u>黒</u>	<u>乳児等通園支援事業関係事務</u>	<u>乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）</u>	<u>12010-1</u>
<u>24020-113</u>	<u>こども育成課長</u>	<u>鈴鹿市長職務代理者之印</u>	<u>方18</u>	<u>黒</u>	<u>乳児等通園支援事業関係事務</u>	<u>乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）</u>	<u>12010-6</u>
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略							

附 則

この規則は、令和8年3月23日から施行する。

改正前

別表第2（第13条関係）

登録 番号	電子公 印管理 者	名称	寸 法	印影 の色	使用区分	電子公印を使用する 文書	印影とし て使用す る公印の 登録番号
略	略	略	略	略	略	略	略
24020 -111	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略